

遺産相続 もしもの備えはできていますか？



A 遺言書を作成済みである（公正証書遺言）



あなたは相続対策ができています。

しかし、資産の変動や家族構成、家族関係の変動などに伴い、変更が必要な場合も少なくありません。

年に1度は内容の見直しをすることをお勧めします。

B 遺言書を作成済みである（自筆証書遺言）



あなたは相続対策ができています。

しかし自筆証書遺言の場合、法的な有効性のチェックがされていないため、改めて専門家のアドバイスを受ける、あるいは公正証書遺言にすることでさらに安心できます。また、資産の変動や家族構成、家族関係の変動などに伴い、変更が必要な場合も少なくありません。年に1度は内容の見直しをすることをお勧めします。

C 遺言書を作成していない



遺言があれば避けられたはずの親族同士のトラブルに巻き込まれた話は珍しいことではありません。相続争いにならなくても、例えば子供のいない夫婦の場合、配偶者の死亡に伴う遺産相続の法定相続人には亡くなった配偶者の兄弟全員、兄弟の一人が亡くなっていた場合にはその子供たちも含まれることをご存知でしょうか。連絡の取れない兄弟が含まれていたり、海外在住者がいたり、その子供たちが日本語を話せない場合、残された配偶者にのしかかる負担は想像を絶するものがあります。生活拠点としてきた自宅に住み続けることが困難になってしまう例もあります。

さらに、遺言書の目的は財産の分与だけではありません。もしもの時に、残された家族にあなたに代わって思いを伝える最後の伝言としての役割も大切です。遺言書があることで、残された家族はあなたの思いや願いを受け取ることができ、あなたを失った悲しみに加えて、あなたの希望が分からずに途方に暮れるというリスクを回避することができます。

まずは、この後のセルフチェックを確認してください。1つでも当てはまる項目がある方は、早めに専門家に相談してみることをお勧めします。